

令和2年4月24日

議員各位

福祉子ども部長

特別定額給付金（仮称）事業に係る関連予算の執行について

平素は市政推進に際し、格別のご理解ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご心配いただいております標記給付金の給付に関しましては、国制度の詳細が明らかとなることに先立ち、円滑な事務推進を目的に専門部署の組織を立上げるなどの事前準備を進めてきたところであります。

このたび、ようやく4月21日に総務省自治行政局主催の説明会が開催され、概要が示されたところであり、これを受け、市民の皆様にも一日も早い支給を目指し鋭意事務を進めているところであります。

しかし、令和2年4月27日現在で住民基本台帳に記載されている市民を支給対象としておりますことから、この事務を進めるにおいて、先行して対象者を管理するための電算システムの改修や申請書の発送業務等に係る委託契約を締結することが必要となってきます。つきましては、必要となる経費の早期執行について、お許しいただきたく、お願い申し上げます。

なお、予算の執行に際しましては、現在、措置済の予算の一部を活用し、この度の関連経費の執行を優先させていただくとともに、予算措置につきましては、定額給付金及び関連事務経費（ともに10/10の国庫補助）とともに、招集会議におきまして補正予算案を提出させていただき考えでございますので、何卒、ご理解いただきますよう併せてお願い申し上げます。

先行する執行予算（お許しいただきたい予算）

（概算）

特別定額給付金（仮称）システム改修費、発送業務等委託料等：約50,000千円

（参考）

令和2年4月1日現在人口 343,550人（150,703世帯）

給付額 給付対象者1人につき、10万円

受給権者 住民基本台帳に記載されている者の属する世帯主

申請方法及び給付方法

申請書の郵送送付

原則として申請者本人名義の銀行口座への振込み

申請書発送時期：5月下旬を目指す。